

2015 年 7 月 20 日

レポートにおける文献の引用・出典の表示について（注意喚起）

法学部教授会

最近、通信学習科目のレポートにおいて、教科書・参考書等の文献に書かれている文章を丸写ししたことによって不正行為と取り扱われる例がみられます。文献から書き写した文章が、レポート執筆者が参考文献一覧に掲げた文献に書かれているものであって、かつ当該文献の一部にすぎない場合でも、具体的に参照した箇所を特定できる情報を、注を付してあるいは本文中に括弧書きをする形で示すことなく文献を写せば、不正行為に当たり、学則に基づく懲戒処分の対象となることもあります。法学部教授会は、ここに学生の皆さんに注意を喚起します。

レポート執筆に当たり各種の文献を参考にするのは当然のことです。ただし、文献をレポートに引用する際には、公正な慣行に従う必要があります。とりわけ、次の点に留意してください。

- ① 文献に書かれている文章をそのまま引用する場合、引用部分をかぎ括弧でくくるなどして引用であることを明示し、かつ、どの文献のどのページから引用したものであるかが分かるように、出典表示を注を付するかあるいは本文中に括弧書きする形で明記すること
- ② 文献に書かれている文章を、表現を変更して利用し、または要約して、レポート中の自身の文章に取り入れる場合、どの文献のどのページを利用しまたは要約したものであるかが分かるように、出典表示を注を付するかあるいは本文中に括弧書きする形で明記すること
- ③ 参考文献一覧をレポート末尾に付す場合には、自身がレポート執筆に当たり参考にした文献のみを掲記し、参考にしていなかったり実際に読んでいなかったりする文献を示さないこと
- ④ インターネットの Web サイトを参照してそこに書かれた文章を引用する場合、上記①に準じて引用であることを明示し、当該サイトの URL および閲覧年月日を、注を付してまたは本文中に括弧書きする形で明記すること

また、このような当然のルールを守って執筆されたレポートでも、文献からの引用文が大半に及ぶ場合には、不正行為とはなりませんが、学習の到達度が確認できず不合格となることがあります。

なお、法学部では、以上に示したレポートに関する取扱いとは異なり、通信教育課程の卒業論文に関しては、引用または参照した文献の出典を本文中に括弧書きで表示することを認めていません。卒業論文では、引用または参照した文献の出典を表示する場合には、必ず注を付してください。本文中に括弧書きをする方法での文献の出典表示を認めるのは、通信学習科目のレポートのみです。

以 上